

県立学校授業料等条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年 3 月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第23号

県立学校授業料等条例の一部を改正する条例

県立学校授業料等条例（昭和38年岩手県条例第16号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(授業料の納付方法等)</p> <p>第3条 県立高等学校に在学する者は、毎月その月分の授業料を次に掲げる期間内に納付しなければならない。ただし、当該年度内の授業料を前納することを妨げない。</p> <p>(1) 3月にあつては、その月の1日から10日（この日が土曜日に当たるときは、12日）まで</p> <p>(2) 前号に掲げる月以外の月にあつては、その月の20日から25日（この日が土曜日に当たるときは、27日）まで</p> <p>2 前項に定める授業料の納付期間経過後に入学（県立高等学校以外の高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）からの転学を含む。以下同じ。）した者は、その月分の授業料を入学の日から起算して5日以内に納付しなければならない。</p> <p>3 他の県立高等学校からの転学（以下「転学」という。）又は転籍をした者で当該転学又は転籍をした日の属する月の月分の授業料を当該転学又は転籍する前に納付したのものについては、当該月分の授業料を徴収しない。</p>	<p>(授業料の納付方法等)</p> <p>第3条 県立高等学校に在学する者のうち次の各号のいずれかに該当する者（以下「納付義務者」という。）は、毎月その月分の授業料をその月の20日から25日まで（3月にあつては、1日から10日まで）に納付しなければならない。ただし、当該年度内の授業料を前納することを妨げない。</p> <p>(1) 専攻科又は特別専攻科に在学する者</p> <p>(2) 公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）第2条第1項に規定する高等学校等（修業年限が3年未満のものを除く。以下「高等学校等」という。）を卒業し又は修了した者（前号に該当する者を除く。）</p> <p>(3) 高等学校等に在学した期間として規則で定めるところにより算定した期間が通算して36月を超える者（前2号に該当する者を除く。）</p> <p>2 前項に定める納付期間の経過後に入学（県立高等学校以外の高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）からの転学を含む。以下同じ。）した納付義務者は、その月分の授業料を入学の日から起算して5日以内に納付しなければならない。</p> <p>3 他の県立高等学校からの転学（以下「転学」という。）又は転籍をした納付義務者で当該転学又は転籍をした日の属する月の月分の授業料を当該転学又は転籍をする前に納付したのものについては、その月分の授業料を徴収し</p>

4 留学又は休学の期間が月の1日から末日までの全日数にわたるときは、その月分の授業料を徴収しない。

5 [略]

(通信制受講料の納付方法等)

第6条 県立高等学校の通信制の課程に在学する者は、通信制受講料を受講許可の日から起算して15日以内に納付しなければならない。

2 [略]

(寄宿舎料の納付)

第7条 県立高等学校の寄宿舎に入舎している者は、寄宿舎料を納付しなければならない。

2 [略]

3 寄宿舎料の納付方法については、第3条第1項から第4項までの規定を準用する。この場合において、「授業料」とあるのは「寄宿舎料」と読み替えるものとする。

(授業料の減免)

第8条 知事は、経済的事情により学業の継続が困難で特に必要があると認められる者に対しては、授業料を減免することができる。

(授業料等の還付の制限)

第9条 既納の授業料等は、還付しない。ただし、第3条第1項ただし書(第7条第3項において準用する場合を含む。)の規定により前納した授業料及び寄宿舎料については、この限りでない。

ない。

4 納付義務者について、留学又は休学の期間が月の1日から末日までの全日数にわたるときは、その月分の授業料を徴収しない。

5 [略]

(通信制受講料の納付方法等)

第6条 県立高等学校の通信制の課程に在学する納付義務者は、通信制受講料を受講許可の日から起算して15日以内に納付しなければならない。

2 [略]

(寄宿舎料の納付)

第7条 県立高等学校の寄宿舎に入舎している者は、毎月その月分の寄宿舎料を第3条第1項に定める納付期間内に納付しなければならない。ただし、当該年度内の寄宿舎料を前納することを妨げない。

2 [略]

3 寄宿舎料の納付方法については、第1項に定めるもののほか、第3条第2項から第4項までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「授業料」とあるのは「寄宿舎料」と、同条第2項及び第3項中「納付義務者」とあるのは「者」と、同条第4項中「納付義務者について、留学」とあるのは「留学」と読み替えるものとする。

(授業料の減免)

第8条 知事は、経済的事情により学業の継続が困難で特に必要があると認められる納付義務者に対しては、授業料を減免することができる。

(授業料等の還付の制限)

第9条 既納の授業料等は、還付しない。ただし、第3条第1項ただし書の規定により前納した授業料及び第7条第1項ただし書の規定により前納した寄宿舎料については、この限りでない。

備考 改正部分は、下線の部分である。

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に県立の高等学校に在学した者に係る同日前の授業料及び通信制受講料については、なお従前の例による。